

平成 29 年 3 月 30 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市職経済局支部書記長との事務折衝

(支部)

それでは、3月24日に、後日回答としたIR推進局にかかる勤務労働条件についてであるが、次のとおり見解を述べるので回答を求める。

- 基本的に府条例を適用するということから、市制度にある「育児職免」等を必要とする職員が生じた場合は、適切な対応をおこなうこと。
- 職員の健康管理事業について、府において実施するとなるならば安全衛生委員会の運営にかかる考え方や委員会構成はどのようになるのか。
- 共済や互助にかかる変更については、職員個々の生活に与える影響が大きいことから適切な説明をすること。

なお、今回の勤務労働条件にかかる協議は経済戦略局から経済局支部への提案であったことから支部一所属間での協議としておおむね了とするが、今後は府に設置される局となることから、勤務労働条件等の労使交渉については、本部・支部一所属間での協議となることを申し伝えておく。

(所属)

指摘のあった事項について回答する。

1点目、無給扱いとなる育児職免、ボランティア休暇、及び復職職免の制度については、現時点では府に無い、ときいている。なお、育児に関する制度については、大阪府の職員の勤務時間、休憩時間等に関する条例規則に基づき、類似の制度を活用することを想定している。

2点目の安全衛生委員会については、IR推進局の主な職場となる大阪府咲洲庁舎では咲洲庁舎をひとつの事業所として安全衛生委員会を設置している、ときいている。委員会の運営や委員構成については法定事項のため、法令に沿って運用なされるものと考えている。

3点目、共済や互助にかかる変更の説明については、3月29日午前9時30分より、IR推進局に配属となる全職員を対象とした説明会を開催しており、その場に出席できなかった職員に対しても、3月31日までに個別に説明を行う予定としている。

IR推進局に配属となる市職員については、基本的に府職員とみなされ、勤務条件は府の条例規則が適用となることから、指摘のあった事項も含めて、引き続き丁寧に対応してまいりたい。

また今後、交渉事項が生じた場合については、誠意を持って対処したいと考えており、よろしくお願ひしたい。

(支部)

繰り返しとなるが、IR 推進局の設置に伴う職員の勤務労働条件の変更については、給与や休暇制度のみならず、福利厚生事業など非常に多くの事項に影響を及ぼすことになり、単なる人事異動に留まらず、組合員の生活に深く影響を及ぼすことから、適切な説明を職員になされることを強く要望し、本日の交渉を終了する。